

現場代理人の常駐義務を緩和できる場合についての取扱い

令和5年5月1日適用

可児市管財検査課

現場代理人の常駐義務を緩和できる場合についての取扱いは下記のとおりとします。
いずれについても、兼務対象工事の各発注機関が兼務申請を認めた工事を対象とします。

【可児市の取扱①】

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の距離が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の現場代理人を3件程度の工事現場に配置できるものとします。

また、対象工事に災害復旧工事が含まれる場合は5件程度認めることとし、このうち災害復旧工事以外は3件程度とします。

【可児市の取扱②】

現場代理人については、工事請負契約約款第10条第2項の規定により工事現場への常駐が義務付けられているが、下記の要件をすべて満たし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合においては、同一の現場代理人を3件の工事現場に配置できるものとする。ただし、発注者が常駐を必要と判断した場合は、この限りでない。

- ① 3件の工事がともに可児市発注工事であること。
- ② 3件の工事現場が全て可児市内であること。
- ③ 3件の請負金額の合計が税込み4,000万円未満であること。なお、契約変更により、請負金額の合計が税込み4,000万円以上となった場合は、それぞれの工事に現場代理人を常駐させなければならない。

また、対象工事に災害復旧工事が含まれる場合は5件程度認めることとし、このうち災害復旧工事以外は3件程度とする。

【可児市の取扱③】

工事請負契約約款第10条第3項の規定については、上記【可児市の取扱①、②】によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして取り扱う。ただし、いずれの場合も、発注者と受注者との間で当該期間が設計図書もしくは打合せ記録簿等の書面により明確となっていることが必要である。

- 一 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。

二 工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。

三 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間。

四 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

【特記仕様書記載例】

現場代理人は、工事請負契約約款第10条第2項の規定により、契約工期内の現場常駐が義務付けられているが、契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間については、監督員との連絡体制を確保した上で、常駐義務を緩和するものとする。

また、以下の条件を全て満たす場合に、他工事の現場代理人又は専任でない主任技術者を兼務することができる。

1. 他工事は、可児市発注の建設工事で、工事現場が市内であること。
2. 他工事においても、本工事と同様に現場代理人の兼務を認めていること。
3. 兼務を行う工事の総数が、本工事を含めて3件までであること。
4. 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応ができること。
5. 兼務を行う工事の請負代金額の合計が4,000万円未満であること。

(※【可児市の取扱②】以外の場合は上記5.は削除する)

なお、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がある場合及び、発注者との連絡体制が確保されていないと監督員が認めた場合は、兼務を取り消すものとする。

現場代理人が兼務となった場合は、本工事の監督員及び他工事の監督員の双方に、現場代理人兼務願いを提出しなければならない。